

## 資料5 「諸外国における動物の愛護管理制度の概要」

### 1 イギリスにおける動物愛護関連法律

### 2 動物の愛護管理に関する主な国際的ガイドライン等

世界動物権宣言(1989年)

農業目的で保持される動物の保護に関する委員会指令(1998年)

ボロニア宣言(1999年)

世界動物園水族館協会倫理規約(1999年)

## 1 イギリスにおける動物愛護管理関連法律

### 動物虐待

1911年動物保護法  
1960年動物遺棄法  
1952年闘鶏法  
1962年動物（残虐毒物）法  
1963年動物（残虐毒物）規則  
1986年殺虫剤規制規則  
1968年農業（種々の条項）法  
2000年農場飼育動物福祉規則（イングランド）  
1954年有害小動物法  
1995年バネ式捕獲器（許可）指令

### 動物への痛みを伴う行為

1986年動物（科学的手続）法  
1954・1964年動物保護（麻酔）法  
1982年家畜の福祉（禁止行為）指令  
1949年馬の断尾・断臍法  
1974年豚の断尾（麻酔薬の使用）指令  
1966年獣医師法  
1962年獣医手技（例外）指令  
1983年獣医手技（血液採取）指令  
1975年装蹄士（登録）法

### 動物の展示

1925年演技動物（規制）法  
1934年動物保護法  
1937年映画（動物）法  
1984年ビデオ撮影法

### 動物施設

1951年ペット動物法  
1963年動物宿泊施設法  
1964年乗馬施設法  
1970年乗馬施設法  
1976年危険な野生動物法  
1981年動物園許可法  
1973年犬繁殖法  
1991年犬繁殖法  
1999年犬繁殖売買（福祉）法

### 資格剥奪

1954年動物保護（改正）法  
1988年動物保護（改正）法

### 鳥類保護

1981年野生生物・地方法  
1981年野生生物・地方（特定鳥の足環装着）規則  
1982年野生生物・地方（特定野鳥の死体販売等）規則  
1982年野生生物・地方（特定捕獲鳥の足環装着・登録）規則

### 動物・家畜のと殺

1974年と殺場法  
1995・1999年動物福祉（と殺・殺処分）規則  
1977年と殺場（衛生）規則  
1967年家禽と殺法

### 動物輸送

1981年動物健康法  
1975年動物輸送（道路・鉄道）指令  
1997年動物福祉（輸送）指令  
1981年動物輸出（保護）指令  
1969年馬輸出（保護）指令  
1976年絶滅危惧種（輸出入）法  
1977年動物輸入指令  
1979年ウマ科動物輸入指令  
1979年鳥・家禽・孵卵化卵指令  
1960年動物移動（記録）指令  
1995年ウシ科動物（記録・個体識別・移動）指令  
1998年家禽個体識別規則  
1995年豚（記録・個体識別・移動）指令  
1990年動物移動（規制）指令  
1996年めん羊・ヤギ（記録・個体識別・移動）指令  
2000年動物輸送（清掃・消毒）指令（イングランド）

### 市場

1990年市場（及び他の販売場所）における馬の福祉指令  
1990年市場における動物の福祉指令  
1925年市場・販売所・係留指令

### 犬法

1871・1906年犬法  
1953年犬（家畜の保護）法  
1989・1991年危険犬法  
1997年危険犬（改正）法  
1971年動物法  
1911年動物保護法  
1971年損壊法  
1975年護衛犬法

### 狩猟鳥獣法

1828・1844年夜間捕獲法  
1831年狩猟鳥獣法

### 保護

1991年鹿法  
1970年アザラシ保護法  
1999年アザラシ保護指令（イングランド）  
1992年アナグマ法  
1996年野生哺乳類保護法

### その他

1986年ヒース・草焼き規則  
1969・1982年銃火器法  
1987年クロスボウ法  
1986年公害規制規則  
1974年犯罪者矯正法  
1982年ワールブルハエ指令（イングランド）  
1991年ゴミ（動物の排泄物）指令  
1992年動物副産物指令

等

## 2 動物の愛護管理に関する主な国際的ガイドライン等

### 世界動物権宣言（ユネスコ、1989）

邦訳出典：青木人志、動物の比較法文化、有斐閣、2002

#### 前文

「生命」はひとつであり、すべての生物は共通の起源をもち、種の進化の過程において分化してきたことに鑑み、すべての生物は生来の権利をもち、神経組織をもつすべての動物は特別の権利をもつことに鑑み、これら生来の権利の無視、いや、単なる無知すら「自然」に対する重大な侵害をひき起こし、動物に対する犯罪を人間に犯さしめることに鑑み、世界における種の共存は、人類が他の種の生存権を認めることを前提とすることに鑑み、動物の尊重は人間自身の間の人間の尊重と不可分であることに鑑み、つぎのように宣言する。

#### 第一条

すべての動物は生物学的均衡の枠内で、等しく生存の権利をもち、この平等性は種ならびに個体の間の差異を覆い隠すものではない。

#### 第二条

すべての動物生命は、尊重される権利をもち、

#### 第三条

いかなる動物も、虐待または残虐行為の対象とされない。  
動物を殺すことが必要な場合には、即座に、苦痛なく、不安を生ぜしめないやり方で死に至らしめなければならない。  
死んだ動物は品位をもって扱われなければならない。

#### 第四条

野生動物は自然な環境のなかで自由に生き、その中で繁殖する権利をもち、  
野生動物の自由を長期間奪うこと、娯楽のための狩猟と釣り、そして生命維持に不可欠でない目的での、あらゆる野生動物の利用は、この権利に反する。

#### 第五条

人間が自分の支配下においている動物は、扶養され、注意深く世話をされる権利をもち、  
前項の動物は、正当な理由なく、遺棄され、死に至らしめられてはならない。  
動物の飼育・利用の形態がいかなるものであれ、その種に固有の生理と行動を尊重しなければならない。  
動物を使った展示、見世物、映画もまた動物の尊厳を尊重し、暴力を一切含んではならない。

#### 第六条

肉体的・心理的苦痛を伴う動物実験は、動物の権利を侵害する。  
代替方法が開発され、組織的に用いられなければならない。

#### 第七条

必要なく動物の死を伴う行為はすべて、ならびにそのような行為へと至る決定はすべて、生命に対する犯罪を構成する。

#### 第八条

野生生物の生存を危うくする行為はすべて、ならびにそのような行為へと至る決定はすべて、ジェノサイド、すなわち種に対する犯罪を構成する。  
野生動物の殺戮、ビオトープの汚染と破壊はジェノサイドを構成する。

#### 第九条

動物の法人格とその権利は、法律によって認められなければならない。  
動物の擁護・保護については政府機関のなかに代表者をもたなければならない。

#### 第一〇条

教化と公教育によって幼いうちから動物を観察し、理解し、尊重するよう、人間を導かなければならない。

農業目的で保持される動物の保護に関する委員会指令 ( E U、1998 )( 抜粋 )  
COUNCIL DIRECTIVE 98/58/EC of 20 July 1998 concerning the protection of  
animals kept for farming purposes

邦訳出典：環境省資料

職員の配置

- 1 適切な能力・知識・専門的な適正を持ち合わせた十分な数の従業員によって動物は飼育されるものとする。

観察

- 2 動物福祉上、人間が常に注意していなければならない農業システムで飼育されているすべての動物は、少なくとも 1 日に 1 度は観察されるものとする。他のシステムで飼育されている動物は、その動物の苦痛を避けられる範囲内の時間の間隔で観察されるものとする。
- 3 動物の観察がいつでも十分に行なえるための適切な照明 ( 固定または移動式 ) が用意されるものとする。
- 4 傷病動物は、遅れることなく適切に介護されるべきであり、介護しても回復しない場合は、獣医師による助言をすみやかに受けなければならない。必要に応じて、傷病動物はその動物に合った場所に隔離され、適切と思われる場合は、乾燥した快適な敷きわらを与えられるものとする。

記録の保管

- 5 動物の所有者や飼育者は、観察ごとに、動物の治療と斃死数の記録を維持するものとする。その他の目的で、同等の情報の保管が要求される場合もまた、この指令の目的を満たすものとする。
- 6 この記録は、少なくとも 3 年間は保有され、査察が行なわれる際あるいはその他の際に求められた場合は、関係当局に呈示されるものとする。

動作の自由

- 7 動作の自由はその動物種を顧慮し、確立した経験や科学的知識に従い、不必要な苦痛やけがの原因となるような方法で動作を拘束してはならない。  
動物が継続的にあるいは定期的に繋がれたり、囲われる場合は、確立した経験や科学的知識に従い、その生理学的・行動学的要求にみあった広さや空間を与えなければならない。

建物と収容設備

- 8 収容設備の建築に使用される材料、そして特に囲いを建築する場合には、動物が接触する設備は動物に悪影響のないものにするべきであり、完全に洗浄・消毒できるような作りになっていなければならない。
- 9 収容設備と動物を保定する器具は、動物にけがを負わせるおそれのある鋭いかどや突き出しがないように建築・管理されるものとする。
- 10 空気の流動・ほこりのレベル・気温・湿度・気体の濃度は動物に悪影響のない範囲に保たれていなければならない。
- 11 建物の中で飼育される動物は、終始暗い場所に入れられたままあるいは人工照明にあたらない時間を適切に与えられない状態で飼育されるべきではない。自然の光が動物の生理学的・行動学的要求に満たない場合は、適切な人工照明が与えられるべきである。

屋外で飼育される動物

- 12 屋外で飼育される動物は必要に応じ、また可能な限り、悪天候、捕食動物、健康に害を及ぼすものから守られるものとする。

#### 自動または機械設備

- 13 動物の健康と福祉のために必要不可欠なすべての自動または機械の設備は、少なくとも 1 日 1 回は点検されなければならない。不具合が発見された場合、早急に調整されなければならない。あるいはそれが不可能であれば、動物の健康と福祉を保護する適切な処置をしなければならない。

動物の健康と福祉が人工空調システムによって保たれている場合は、そのシステムが故障した場合でも、動物の健康と福祉を保つために必要な空気の入れ替えが保証される適切な予備システムが完備されていなければならない。故障を知らせる警報装置を設置しなければならない。警報装置は定期的に点検されなければならない。

#### 餌・水その他の物質

- 14 動物の年齢と種に応じ、健康を維持するのに十分な量で、その動物の栄養学的要求を満たした健康によい餌を与えなければならない。動物の不必要な苦痛やけがの原因となるような方法による給餌給水をしたり、物質が混入している餌や飲み水を与えてはいけない。

- 15 すべての動物が生理学的要求にみあった間隔で餌場に行けるようにしなければならない。

- 16 すべての動物が適切な水の供給源に行けるようにするか、他の方法によって水分補給が十分行なえるようにしなければならない。

- 17 給餌給水設備は、餌や水の汚染や、動物同士の争いが最小限に食い止められるようにデザイン、建築、設置されなければならない。

- 18 治療・予防目的、あるいは指令 96/22/EEC( 1 )第一条(2)(e)で定義されている畜産学的治療の目的以外の物質は、動物福祉の科学研究か、確立した経験により、その物質の影響が動物の健康や福祉に有害でないの実証されない限り、動物に使用してはならない。

#### 不具にすること

- 19 第五条に規定された手続きに従い、指令 91/630/EEC の既得権を侵すことなく、不具にすることに関する特定の条項の採択までは、関連した国の条項は条約の一般規則により適用されるものとする。

#### 繁殖手順

- 20 繁殖に関わるどの動物にも苦痛やけがが生じるおそれのある自然又は人工繁殖、又は繁殖手順は、実施されるべきではない。

この条項は、国の条項で許可される場合、最小限又は瞬間の苦痛やけがの原因となるか、持続性のあるけがの原因とならないよう介入を必要とする可能性のある手順の利用をあらかじめ除外しないものとする。

- 21 遺伝子型又は表現型の基礎として、動物の健康や福祉に悪影響なく飼育されることが可能であると予期されない限り、いかなる動物も農業目的で飼育されるべきではない。

- 1 ホルモン・甲状腺拮抗作用のある物質の畜産業での使用の禁止に関する議会指令 96/22/EC ( 1996 年 4 月 29 日 )

## ポロニア宣言「動物実験の削減、純化及び置き換えについての結論と勧告等」 (生命科学における代替法と動物使用に関する世界会議、1999)

邦訳出典：日本動物実験代替法学会HP(翻訳：大野泰雄)

### 動物実験の削減、純化、及び置き換え代替法及び実験動物法

第三回生命科学における代替法と動物使用に関する世界会議において採択(1999, 8,31 イタリア、ポロニア)

Russell and Burchの「三つのR」、即ち削減(Reduction)、純化(Refinement)、および置き換え(Replacement)の源は1954年に開始された動物福祉のための大学連合(University Federation of Animal Welfare: UFAW)の活動にある。これが1959年にW.M.S.Russell and R.L. Burch (1)による「人道的な実験技術の原則(The Principles of Humane Experimental Technique)」の公刊につながっている。1978年にDavid Smythが代替法を三つのRとして定義して使用した(2)。

著書の中で、Russell と Burch は「科学における最も偉大な業績は常に最も人道的であり、かつ最も美的に引きつけるものであり、最も成功した時には科学の枢要である美しさと優雅さを感じさせるものである。」と述べている。彼らは以下のように定義している。

代替法における削減(Reduction Alternatives)とは科学的手法においてより少ない動物から同等の情報を得るための方法、あるいは同じ数の動物からより多くの情報を得るための方法である。

代替法における純化(Refinement Alternatives)とは痛みや苦痛、及び不快感を弱めたり、最少限にし、動物の福祉を向上させるものである。

代替法における置き換え(Replacement Alternatives)とは動物を用いた実験や他の科学的な手段を用いずに当初の目的を達成するものである。

1. Russell, W.M.S. & Burch, R.L. (1959). The Principles of Humane Experimental Technique. 238pp. London: Methuen.
2. Smyth, D. (1978) Alternatives to Animal Experiments. 218pp. London: Scolar Press.

第三回生命科学における代替法と動物使用に関する世界会議の参加者は1959年にRussell & Burchにより提起された原則を承認するとともに再確認するものである。人道的な科学とは善なる科学のための前提であり、かつ実験動物手法に関しては、三つのRを強力に推進し、適用することにより達成されるものである。

三つのRは、全ての種類の科学、経済及び人道主義的な便益を得るに際しての統一概念として、挑戦目標として、また、それらを得る機会として役立てるべきである。

### 三つのRについてのポロニア宣言の背景

### 動物実験の削減、純化及び置き換えについての結論と勧告

第三回生命科学における代替法と動物使用に関する世界会議において採択(1999, 8,31 イタリア、ポロニア)

### 序

実験動物を用いた手法は過去において生物・医学研究、また、様々な種類の化学物質や製品の安全性や有効性評価に大きな貢献をしてきた。脊椎動物を用いたこのような試験の

内のあるものは予測しうる未来において、人類や他の動物の利益のために、引き続き必要であろう。

### 三つの R の起源

現在、Russell and Burch の「三つの R」、即ち削減(Reduction)、純化(Refinement)、および置き換え(Replacement)の源は 1954 年に開始された動物福祉のための大学連合(University Federation of Animal Welfare: UFAW)の活動にある。これが 1959 年に W.M.S. Russell and R.L. Burch (1)による「人道的な実験技術の原則(The Principles of Humane Experimental Technique)」の出版につながっている。

Russell と Burch は、代替法における削減(Reduction)とは「特定の量および精度の情報を得るのに必要な動物数」を減らすための手段であり、純化(Refinement)とは「動物使用が避けられないときにその使用方法について非人道的な操作を減らしたり、その残酷さを減らす」ことに役立つ全ての進歩であり、置き換え(Replacement)とは「動物実験の歴史において行われてきた、意識を有する生きた脊椎動物を用いる方法を感覚のない材料を用いる科学的な方法に置き換える全ての方法」、と定義した。彼らは主なメッセージを以下のように要約した。

もし、我々が行うべき実験を選択する基準を持つとするならば、多分、人間性という基準が我々が作成することのできる最良のものである。科学における最も偉大な業績は常に最も人道的であり、かつ最も美的に引きつけるものであり、最も成功した時には科学の枢要である美しさと優雅さを感じさせるものである。

### 三つの R の受け入れ

1960 年代の間は三つの R の概念は比較的わずかしか注目されなかった。しかし、1970 年代には多くの有意義な発展が認められた。その内には研究防御学会(Research Defence Society)のために David Smyth 教授が行った動物実験代替法についての調査結果の出版がある。この中で彼は代替法における三つの R について定義した(2)。

動物実験への需要に置き換えることができる全ての方法、必要な動物数を削減できる全ての方法、ヒトや他の動物の必須の必要性をかなえるために動物が被る苦痛や不快感を減らす全ての方法。

1980 年代には三つの R についての多くの国内及び国際的な法律や協定が特にヨーロッパにおいて導入された。それらのうち主なものには以下のものがある。Council of Europe Convention for the Protection of Vertebrate Animals Used for Experimental and Other Scientific Purposes (3), Council Directive 86/609/EEC of 24 November 1986 on the Approximation of Laws, Regulations and Administrative Provisions of the Member State Regarding the Protection of Animals Used for Experimental and Other Scientific Purposes (4)。

1986 年には米国議会の技術評価室(US Congress Office of Technology Assessment)が研究、試験及び教育における動物使用の代替法についての報告(3)を作成した。この中では代替法における三つの R の概念について幅広く概観され、その潜在的な価値について詳細な証拠が提供された。一方、1985 年には医科学国際機構会議(Council of International Organization in the Medical Sciences: CIOMS)が一連の動物使用を伴う生物医学研究の手引きとなる国際的な原則を公刊した。

### 現在の三つの R の概念

1980 年代の終わりまでには、新しい法律やガイドラインが世界のいくつかの地域において設定された。これらは単に Russell and Burch の概念を認めただけではなく、法的及び道徳的な義務として、すべての関係者に実験動物を用いる手法を可能な限り削減、純化、及び/或いは置き換えることを課する物である。

1990 年代の終わりまでに多くが達成された。しかし、引き続き当面の間、三つの R が

普遍的に実施されるようにすることが実験動物を使用する研究、試験、及び教育に、どんな形であるにせよ、関与するすべての者が直面すべき主たる課題であり続けるであろう。

第一回生命科学における代替法と動物使用についての世界会議(World Congress on Alternatives and Animal Use in the Life Sciences)は1993年に米国のボルチモアで、次いで、第二回は1996年にオランダのユトレヒトで開催された。イタリアのボローニャで開催された第三回の国際会議の実行委員会は、The Principles of Humane Experimental Technique が刊行されてから40周年にあたる記念すべき年である1999年8月31日に会議参加者の前にこの宣言を提示した。この宣言はヨーロッパ代替法バリデーションセンター(European Center for the Validation of Alternative Methods :ECVAM)とジョンズホプキンス大学の動物実験代替法センター(Center for Alternatives to Animal Testing : CAAT)の主催で1995年5月30日から6月3日までイギリスのSheringhamで開催されたワークショップ「The Three Rs: The Way Forward」の結論と勧告に基づくものである。

## 結論と勧告

### 法的な規制と科学的及び倫理的正当性

1. 全ての国が全ての研究・試験・教育に3Rの原則を積極的に組み入れるための法的な枠組みを作るべきである。
2. 実験動物の保護に関する法律、ガイドライン及び規制の精神と条文の遵守を確保するために、どのような形であれ動物実験に関わるすべての科学者や行政官の全てに教育や訓練を行う公式あるいは非公式の機構が無くてはならない。
3. 全ての動物実験はその科学的および動物福祉の両面について、事前に整備された専門家により独立した審査を受けなくてはならない。
4. 審査委員会がその試験の遂行を承認するか否かを定めるための審査においては、提案された試験計画の結果得られる利益とそれに伴うことが想定される動物の苦痛の両方を評価し、計ることが重要な部分を占めていることを認識すべきである。
5. どのような利益が得られることが想定されたととしても許されるべきでない動物の苦痛のレベルについての国際的な合意があるべきである。
6. 科学的に現実的なきしより厳しい実験動物に対する規制を避けるために動物実験を他の国に依頼することを受け入れるべきではない、とされるべきである。

### 削減代替法(Reduction Alternatives)

7. 削減代替法という用語は科学的試験法においてより少ない動物で同等レベルの情報を得る方法、あるいは同じ数の動物でより多くの情報を得るための方法を意味している。
8. 種の選択が可能な場合においては、大きな動物よりも多くの小さな動物種を用いることを科学的に正当化するものはない。
9. 行政的目的で実施される試験法のデザインは要求されるサンプルの大きさも含め、継続的な国際的なハーモナイゼーション過程の一部として定期的に見直されるべきである。
10. すべての研究者は実験デザインと統計的方法の正しい使用のための訓練を十分に受けるべきである。

#### 純化代替法(Refinement Alternatives)

- 1 1 . 純化代替法とは想定される痛みや苦痛を消失させたり、最小にするとともに動物の福祉を向上させる方法である。痛みは障害や手術、また、疾患・ノより実際に起こされた、あるいは起こされたと思われる組織障害の結果として現れるものであり、苦悶(distress)につながり得るものである。苦悶とは動物がストレス誘発原因に完全には適応できず、結果としてもたらされるストレスに適応できない状況である。苦しみ(Suffering)とは被り、経験している、または受けている痛みや苦痛、および/あるいは持続的な危害を指す一般的な用語である。
- 1 2 . 動物の痛みや苦痛、および他の有害作用の分類についての国際的に合意されたガイドラインが存在すべきである。これには有害作用を認識やその測定のための生理学的・行動学的な徴候についての合意を含むものでなくてはならない。
- 1 3 . 個人や機関は、個々の試験計画において使用される動物が実際に経験する、あるいは経験すると思われる有害作用の性質とそのレベルをそれぞれの国家当局が予見におよび回顧的に評価することについて責任を持たなくてはならない。
- 1 4 . 純化と動物福祉についての研究は奨励されなくてはならない。また、資金を与えられなくてはならない。この研究には痛みや苦痛を最小にすることを目的とする手法の作成されるデータの質への影響に関する研究も含まれる。

#### 置き換え代替法(Replacement Alternatives)

- 1 5 . 置き換え代替法とは特定の目的を動物を用いて行う実験や他の科学的な手法を用いずに達成するための方法である。
- 1 6 . 置き換え代替法の範疇には以下のものが含まれる。
  - a. 既に行われた動物実験情報の保管、交換、及び使用の改善。このことにより不必要な試験の繰り返しが避けられる。
  - b. 物理的・化学的手法の利用及び分子の物理的及び化学的性質に基づく予測法の利用。
  - c. 数学的及びコンピューターモデルの利用。これには構造活性相関モデル、分子モデルおよびコンピューターグラフィックスの利用、また、生化学的、薬理的、生理学的、毒性学的及び行動学的過程のモデルの利用を含む。
  - d. 知覚機能の乏しい、より低級動物の使用(例、無脊椎動物、植物、微生物)。
  - e. 脊椎動物発生の初期段階、即ち、実験や他の科学的目的のためへの使用が制限される時点に達する前の段階での使用。
  - f. 短時間維持が可能な灌流臓器、組織スライス、及び細胞懸濁液、適正な細胞や組織培養を含む in vitro 試験法の利用。多くの in vitro 試験においては特に倫理的、法的、及び安全の問題が満足されているならば、実験動物から分離したものよりもヒト由来の細胞や組織を優先して使用すべきである。
  - g. ヒト試験。これには疫学や市販後調査、及び倫理的に承認された志願者の使用が含まれる。
- 1 7 . 行政的な有効性、安全性、及び毒性試験の場合においては、妥当性の確認された置き換え代替法を提供することを特に目指した研究を奨励すべきであるし、また、それに資金提供を行うべきである。
- 1 8 . 理想的には置き換え代替法の発展は測定あるいは研究する現象の基礎となっている分子及び細胞機構についての十分な理解に基づくべきである。

19. 多くの状況において、動物を用いた試験は単一の置き換え代替法により置き換えることはできないと思われることから、段階的な試験戦略や複数の試験を統合した試験スキームの開発やその評価及び最適化についての研究も奨励されるべきである。

20. 妥当性について満足すべき結果の得られた置き換え代替法の受け入れと使用、及び同等の動物試験法の使用停止は選択肢としてではなく、要求項目とすべきである。

#### 教育・訓練

21. 動物や代替法の使用についての正しい姿勢をもたらすことに寄与することを目的とする教育と、正しい動物の世話や使用への寄与や質の高い実験を確保するための訓練を明確に区別すべきである。

22. 行政当局はどのような形であれ、実験動物使用を伴う作業に従事するものが認可されたコースを受けるように要求すべきである。このコースは三つの R と置き換え代替法を可能な限り使用するという法的な義務を強調されているものである。

23. 学校や大学、大学院の学生は定められた過程を実行するように強制されてはならず、選択肢としての代替法を提供されるべきである。

#### 結 論

第三回生命科学における代替法と動物使用に関する世界会議の参加者は Russell と Burch (1)が 1959 年に提案した原則を支持し、人道的な科学のみが良い科学であり、良い科学は三つの R を厳格に促進し適用することにより最も良く達成されるものであることを再確認した。

唯一許容される動物実験は倫理委員会により認められたものであり、科学的目的の達成に矛盾しない限り、動物使用数を可能な限り削減し、起こりうる苦痛を最小にしたものである。

三つの R は統一的な概念として見なされるべきであり、すべての種類の科学的、経済的及び人道的な利益を得るための挑戦であり、機会であると見なされるべきである。

#### 引用文献

1. Russell, W.M.S. & Burch, R.L. (1959). The Principle of Humane Experimental Technique. 238pp. London: Methuen.
2. Smyth, D. (1978). Alternatives to Animal Experiments. 218pp. London: Scolar Press.
3. Council of Europe. (1986). European Convention for the Protection of Vertebrate Animals Used for Experimental and Other Scientific Purposes. 51pp. Strasbourg: Council of Europe.
4. EEC. (1986) Council Directive of 24 November 1986 on the approximation of laws, regulations and administrative provisions of the Member States regarding the protection of animals used for experimental and other scientific purposes. Official Journal of the European Communities L358, 1-29.
5. US Congress. (1986) Alternatives to Animal Use in Research, Testing and Education. 441Pp. Washington, DC: US Congress Office of Technology Assessment.
6. Howard-Jones, N. (1985). A CIOMS ethical code for animal experimentation. WHO Chronicle 39 (2), 51-56.
7. Balls, M., Goldberg, A.M., Fentem, J.H., Broadhead, C.L., Burch, R.L., Festing, M.F.W., Farzier, J.M., Hendriksen, C.F.M., Jennings, M., van der Kamp, M.D.O., Morton, D.B., Rowan, A.N., Russell, C., Russell, W.M.S., Spielmann, H., Stephens, M.L., Stokes, W.S., Straughan, D.W., Yager, J.D., Zurlo, J. & van Zutphen, B.F.M. (1995). The Three Rs: the way forward. ATLA 23, 838-866.

## 世界動物園水族館協会倫理規約（世界動物園水族館協会、1999）

World Association of Zoos and Aquariums (WAZA) Code of Ethics

邦訳出典：環境省資料

### 序文

動物園や水族館の継続的な存続は、我々専門職が従事する人間やまた他の国際的な動物園の職業につく人々達が管理する動物の尊厳を尊重する事が基盤となっているということを認識することにかかっている。

世界動物園水族館協会は The World Zoo Conservation Strategy を受諾している。

### 専門職が認識すべきこと：

職員が望む理想目的。

職員の任務における展示するものの尊厳と特性。

あくまでも倫理基準を自己賦課させるという必要性。

それぞれの地域が独自の倫理規定を明確にしてきた事を認識する一方で、世界動物園水族館協会は、我々の職業に関する指導基準の基礎を形作る強力な倫理慣例を発展させることに励むであろう。

### 世界動物園水族館協会の全会員のためのガイダンスにおける基本原則

- ・種の生存や保護の達成における援助はその全専門職会員の目的であらねばならない。
- ・個別の動物に関して取られるいかなる行為も、例えば安楽死または避妊など、種の生存にかけるさらに高い理想のもとになされねばならない。
- ・同僚や社会全般に対し、動物福祉、生物の多様性、野生生物の保護への興味を喚起させること。
- ・世界的な生物の多様性維持を援助するため、野生生物に関する機関、保護団体、研究会など、より広く保護に関わるコミュニティーと協力すること。
- ・我々の管理下にある全ての動物の福祉を確証し、動物福祉に関する基準を発展させるために政府や他の適切な機関と協力すること。
- ・生物学的保存、動物飼養管理学、獣医技術、建築学、展示企画、運営実践などにおける業績の普及や研究を奨励すること。
- ・職業上の情報やアドバイスを全ての会員に公平に配布すること。
- ・動物園や水族館のおおやけの教育プログラムや文化的なレクリエーション活動を主催すること。
- ・世界動物園水族館協会が制定した全ての専門職のガイドライン達成に対して前向きに取り組むこと。

### 専門職員の指針

- ・会員は世界動物園水族館協会またはその会員の目的、目標、関心や基本原則に対し不利な影響を及ぼすまたは損害となる行為にかかわらない。
- ・会員は世界動物園水族館協会またはその会員の目的、目標、関心や基本原則に損害となる情報を、いかなる形式においても布しない。
- ・会員は世界動物園水族館協会またはその会員の目的、目標、関心や基本原則に損害となる情報をばらまくような団体や人々にかかわらない。

常に会員は全ての自治体、国家、国際法に従って活動し、また以下の事を含む全ての分野においてもっとも高い実施基準をめざして努力する：

### 動物福祉

世界動物園水族館協会は活動しているなかにおいて、文化や習慣における差異を認識す

る一方、動物福祉の最も高い基準を果たすことや他者にこれらの基準を奨励するよう全ての会員に義務付けている。この目的を確認する方法を示すことができる最も高い水準を持つスタッフを養成すべきである。

#### 動物の取得

全ての会員は 動物の取得先が飼育されている動物から生まれたものに制限される事、またこれが動物園間の直接コンタクトによって成し遂げられることが最良であるということを確認するよう努力する。押収や救助の結果となる動物の受け入れは排除しない。保存繁殖プログラム、教育的プログラム、または基礎的な生物学研究、に関しては野生から動物を入手する正当な必要性があることを認識する。会員はそのような取得は野生における個体数に有害な効果をもたらすものではないことを確信すべきである。

#### 動物の輸送

会員は動物を受け入れる団体施設が動物を維持するのに適切な施設であり、WAZAの会員が飼育管理や福祉に関して要求される必要条件と同等の高水準を維持できる技術をもったスタッフがいることを確実にする。全ての輸送される動物は、交渉の始めに明らかにされた生殖や遺伝情報、行動上の性質など日常の健康の詳細に関する適切な記録が添えられる事。これらの記録は受け取り施設でその動物の先行きの管理に関して適切な決定をするのに役立つ。全ての動物輸送は、特別な種に対して適用する国際的な基準や法律に従うべきである。動物は有資格スタッフによって付き添われるべきである。

#### 避妊

避妊は個体数の管理が必要とされる時になされる。手術や科学的な避妊両方の副作用の可能性と同様に行動における負の効果が避妊の実行を最終的に決断する以前に考慮されなければならない。

#### 安楽死

全ての選択が探求され、それでも動物を安楽死させる必要があるという決定がなされた時、苦痛のない速やかな死を確実にする方法が取られること。安楽死は地方の慣例や法によってコントロールされるが、その動物の適切な QOL が保たれるという生存条件のもとで動物を飼育管理するのを優先させることを常にする。可能ならば、検死解剖が実行され、生物学上のデータが研究や遺伝子保存のため保存されるべきである。

#### 6．切除に関して

いかなる動物に対してもコスメティック目的、または動物の身体的な外観を変える為の切除は容認されない。教育的、または管理目的で飛べなくするために鳥の翼を切ることは唯一他の形式で拘束不可能なときのみ行われる、また確認(固体識別)のため動物にマークをつけることは常に苦痛を最小限にする方法で専門家の監督のもとにとり行われるべきである。

#### 7．野生に戻すプログラム

野生に戻すプログラムは、その動物たちがそのような開放に適應できるかを評価する獣医学上の検査を通過すること、また開放後の彼らの福祉が適切に保護されていることなどが保証されずに着手されてはならない。開放につづいて、監視プログラムを立ち上げ、維持すべきである。野生への解放に関する専門家グループガイドライン The IUCN/SSC/Reintroduction Specialist Group Guidelines に常に従うべきである。

#### 8．管理下における動物の死

実施してはいけない確たる理由がない限り、動物が飼育中又は野生に戻すプログラムの間に死に至ったとき、検死解剖を行い、その死亡理由を確認するべきである。